

# 運輸安全マネジメントセミナーのご案内

自動車事故対策機構広島主管支所では、中国運輸局がおこなう監査に対するインセンティブ等のメリットがある、運輸安全マネジメントに関する認定セミナーを実施しています。

## 開催日程（種類・開催日）

### ガイドラインセミナー

- ◎ 5月18日・5月31日・6月14日・7月3日  
8月30日・9月18日・10月2日・11月6日  
1月24日・2月19日

### リスク管理セミナー

- ◎ 5月18日・5月31日・6月14日・6月28日  
7月3日・8月30日・10月2日・10月16日  
1月24日・2月19日

### 内部監査セミナー

- ◎ 6月28日・9月18日・10月16日  
11月6日

※会場は全て広島主管支所となります

リスク管理って  
ピンとこない…

内部監査って  
どうするの？

職員に運輸安全マネジ  
メントを学ばせたい

安全情報の公表  
のしかたがわか  
らない…

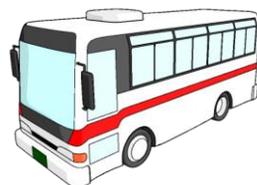


お問い合わせ先：独立行政法人自動車事故対策機構  
広島主管支所

担当者（梅田、田中）

TEL：082-297-2255

FAX：082-297-2251



独立行政法人自動車事故対策機構

自動車事故対策機構では、新型コロナウイルス感染症対策を実施しています

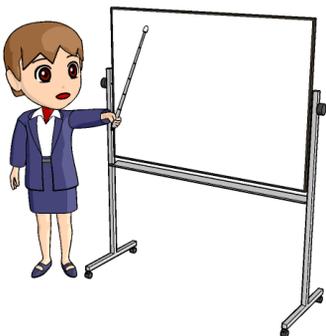
# セミナー受講のメリット

運輸事業者様は、「**輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない**」とされています。また、ある一定規模の事業者（※）様は運輸安全マネジメント制度により、自らが自主的かつ積極的に輸送の安全のとりくみを推進する必要があります。自動車事故対策機構がおこなっている各種セミナーを受講することで、制度に関する理解が進むとともに、事業者様の安全管理体制の向上に役立ちます。また、認定セミナー受講により監査のインセンティブなどのメリットがあります。

（※）運輸安全マネジメントの導入が必要な事業者（安全管理規程等の届出が必要な方）

一般貸切旅客自動車運送事業者	全ての事業者（貸切の皆様はすべて対象です）
一般乗合旅客自動車運送事業者	保有車両数が200両以上の事業者
一般乗合旅客自動車運送事業者のうち一般貸切旅客自動車運送事業者に対する管理の委託許可を受けた事業者	該当する全ての事業者
一般乗用旅客自動車運送事業者	保有車両数が200両以上の事業者
特定旅客自動車運送事業者	保有車両数が200両以上の事業者
貨物自動車運送事業	保有車両数が200両以上の（被けん引車を除く）事業者

私たちが  
セミナーで  
実施している  
内容です



## 運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン — 輸送の安全性の向上に向けて —

### ガイドライン

上記ガイドライン全14項目について、安全管理体制全般の構築・改善を推進するための取組のねらいや取組方法を項目毎に具体的事例を交えながら丁寧に解説します。

### リスク管理 (基礎)

上記ガイドライン項目「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」について、事故の再発防止に関するリスク管理の必要性や事故等情報の収集・活用方法等について具体的事例を交えながら解説及びケーススタディを行います。

### 内部監査 (基礎)

上記ガイドライン項目「内部監査」について、内部監査員の役割や監査方法、是正・改善措置の方法等といった内部監査を実施するために必要となる知識について具体的事例を交えながら解説及びケーススタディを行います。

※全ての認定セミナーにおいて、受講者全員に「受講済証」を交付します。

お申し込み先URL（インターネット予約が便利です）

<https://s-yoyaku.nasva.go.jp/seminar-search.html>

もしくはお問い合わせ先へ

お問い合わせ先：独立行政法人自動車事故対策機構  
広島主管支所

担当者（梅田、田中）

TEL：082-297-2255

FAX：082-297-2251



独立行政法人自動車事故対策機構

